

◎ 幼稚園・保育園・認定こども園の基本的な違い

	幼稚園	保育園(認可保育園)	認定こども園
所管	文部科学省	厚生労働省	内閣府が管轄するが、 文部科学省や厚生労働 省とも連携
法的な位置づけ	学校	児童福祉施設	※園により異なる 幼保連携型の場合は、 学校かつ児童福祉施設
対象年齢	3才～小学校入学前ま で	0才～小学校入学前ま で	0才～小学校入学前ま で
利用できる認定区分★	制限なし	2号・3号認定(★)	1号・2号・3号認定 (★)
保育料	※園により異なる	世帯の収入に応じて自 治体が定めた負担額	世帯の収入に応じて自 治体が定めた負担額
保育時間の目安	4時間(教育標準時間)	11時間(保育標準時 間) または8時間(保育短 時間)	1号(★)の場合は4時 間(教育標準時間) 2号・3号(★)の場合 は11時間(保育標準時 間) または8時間(保育短 時間)
保育者の資格	幼稚園教諭	保育士	※園により異なる 幼保連携型の場合は保 育教諭(幼稚園教諭と 保育士の両方の資格を 持つ者)
給食の提供	任意	義務	1号(★)の場合は任意 2号・3号(★)の場合 は義務 ※地域や園により異 なる場合あり

★認定区分（1号・2号・3号）って？

2015年に、子育てを支える新しい仕組みとして「子ども・子育て支援新制度（以下、「新制度」と表記します）」がスタートしました。

新制度のもとにある幼稚園・保育園・認定こども園などの施設の利用を希望する場合、お住まいの自治体から認定を受ける必要があります。

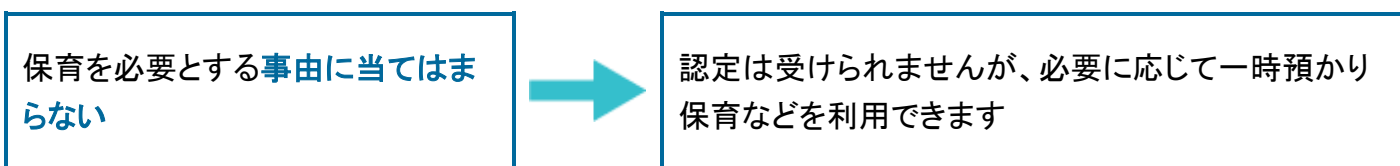
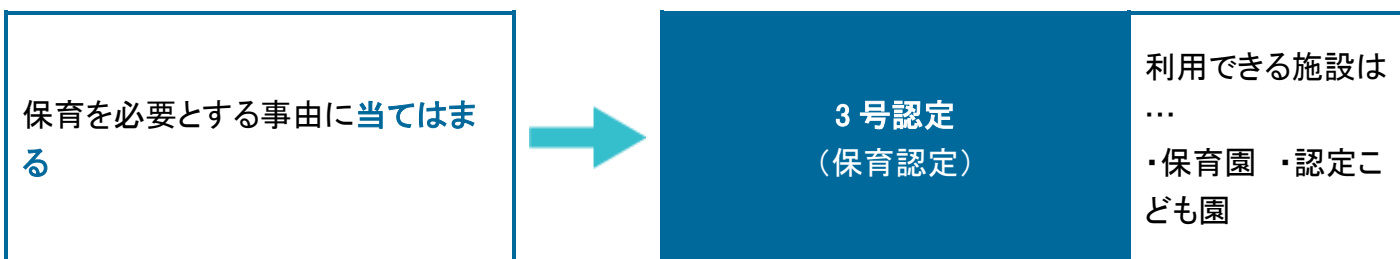
認定は、子どもの年齢や「保育を必要とする事由（※下記参照）」によって1号・2号・3号の区分に分けられます。

※保育を必要とする事由とは…

○就労（フルタイム・パートタイム・夜間・居宅内の労働など） ○妊娠・出産 ○保護者の病気や障害 ○親族の介護・看護 ○罹災 ○求職活動中 ○就学や職業訓練中 ○虐待やDVのおそれがあること ○育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること…など

年齢や条件により認定区分が変わります！

・子どもが0～2才まで



・子どもが3才～小学校入学前まで

